

政令第百八十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政

令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第一項及び第三項、第十四条第二項、第十六条の二第一項及び第五項、第十七条第一項から第三項まで、第九項及び第十項、第二十一条の二第二項、第四十三条第二項並びに第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「よる特定個人情報」を「よる利用特定個人情報」に、「第三十条」を「第三十一条」に、「第三

十一条―」を「第三十二条・」に改める。

第一条中「第二条第七項」を「第二条第七項第六号」に改める。

第五条及び第六条を削り、第七条を第五条とし、第八条を第六条とする。

第九条中「第七条」を「第五条」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（準法定事務の基準）

第八条 法第九条第一項の政令で定める基準は、当該事務の目的が当該事務が準ずるものとされる法別表の各項の下欄に掲げる事務と同一であることとする。

（電子計算機処理に伴う措置）

第九条 法第九条第三項の政令で定める措置は、情報の入力のための準備作業又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十七条第二項第二号において同じ。）の保管とする。

第十条中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改める。

第十一条の見出し中「機構保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改め、同条中「又は第三十条の十二第一項第二号に掲げる」を「、第三十条の十二第一項第二号、第三十条の十五の二第一項、第三十条の四十四の三第一項第二号、第三十条の四十四の四第一項第二号、第三十条の四十四の五第一項第二号又は第三十条の四十四の七第一項に規定する」に、「これらの号」を「これらの規定」に改める。

第十二条第二項中「個人番号利用事務等実施者」の下に「（法第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。）」を加える。

第十三条の見出し中「発行及び交付」を「交付等」に改め、同条第一項中「次条」を「次条第二項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の場合において、交付申請者は、法第十六条の二第二項の規定により同条第一項の申請を市町村長を経由して行うときは、当該市町村長を経由して、交付申請書を提出しなければならない。

3 法第十六条の二第五項の規定による個人番号カードの送付は、同条第三項の申出に係る同項に規定する領事官（以下「領事官」という。）又は市町村長に対し、直接に又は交付申請者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長（以下「附票管理市町村長」という。）を経由して行うものとする。

第十三条第四項中「住所地市町村長は、前項」を「交付市町村長（法第十七条第一項に規定する交付市町村長をいう。次項において同じ。）は、法第十六条の二第四項」に改め、同項ただし書中「、交付申請者」の下に「（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）である者を除く。）」を加え、「同項に規定する」を削り、同条第五項中「住所地市町村長」を「交付市町村長」に改め、同項第一号中「個人識別事項が」を「個人識別事項（国外転出者にあつては、氏名及び出生の年月日。以下この項及び次条において同じ。）が」に改め、同条第六項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6 法第十七条第二項に規定する交付市町村長以外の市町村長は、同項の規定により同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合には、交付申請者（前項の規定により当該交付申請者の指定した者に対して個人番号カードを交付する場合には、その者）に対し、当該市町村長が指定する場所への出頭を求めるものとする。

7 法第十六条の二第三項の申出に係る領事官又は市町村長は、同条第五項の規定による個人番号カードの送付を受けたときは、交付申請者に対し、当該領事官が指定する場所又は当該市町村の事務所への出頭を

求めて、個人番号カードを引き渡すものとする。

8 第五項の規定は、前項の規定による個人番号カードの引渡しについて準用する。この場合において、第五項中「交付市町村長は、病氣」とあるのは「法第十六条の二第三項の申出に係る領事官又は市町村長は、病氣」と、「前項本文」とあるのは「第七項」と、「交付することができる」とあるのは「引き渡すことができる」と、「交付市町村長」とあるのは「当該領事官又は市町村長」と、同項第一号中「交付を」とあるのは「引渡しを」と読み替えるものとする。

9 法第十六条の二第三項の申出に係る領事官又は市町村長は、法第十七条第三項の規定により同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合には、交付申請者（前項において準用する第五項の規定により当該交付申請者の指定した者に対して個人番号カードを引き渡す場合には、その者）に対し、当該領事官が指定する場所又は当該市町村の事務所への出頭を求めるものとする。

第十三条の二を次のように改める。

（法第十七条第一項第一号の個人を識別するための事項であつて政令で定めるもの等）

第十三条の二 法第十七条第一項第一号の個人を識別するための事項であつて政令で定めるものは、個人識

別事項とする。

2 法第十七条第一項第二号の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めるものは、交付申請者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている個人識別事項が記載された書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるものとする。

第十四条中「第十七条第六項」を「第十七条第九項」に改め、同条第一号中「者」の下に「（国外転出者である者を除く。）」を、「とき」の下に「（その者が戸籍の附票に記録されている者であり、かつ、法第十七条第五項（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出届をする場合に係る部分に限る。）の規定により当該個人番号カードの提出を受けた市町村長が法第十七条第六項の規定により同項に規定する措置を講じたときを除く。）」を加え、同条第二号及び第三号中「受けている者」の下に「（国外転出者である者を除く。）」を加え、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「者」の下に「（国外転出者である者を除く。）」を、「とき」の下に「国外に転出をしたことにより当該住民票が消除されたとき、」を加

え、「第一号又は前二号」を「第十一号又は第十二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「者」の下に「（国外転出者である者を除く。）」を加え、同号を同条第五号とし、同条第八号を同条第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）が国外から転入をした場合において、その者が当該転入をした日以後最初に行う住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出（次号において「国内転入後転入届」という。）を行うことなく、当該転入をした日から十四日を経過したとき。

八 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）が国外から転入をした場合において、その者が国内転入後転入届を受けた市町村長に当該個人番号カードの提出を行うことなく、当該国内転入後転入届をした日から九十日を経過し、又はその者が当該市町村長の統括する市町村から転出をしたとき。

第十四条第十号を同条第十四号とし、同条第九号中「返納された個人番号カードにあつては、当該」を削り、同号を同条第十三号とし、同号の前に次の四号を加える。

九 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）に係る戸籍の附票が消除されたとき（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二十三条の規定により失踪の宣告を受けて従前の戸籍から除籍されたことにより当該戸籍の附票が消除されたときに限る。）。

十 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）が法第十七条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第七項の規定により当該個人番号カードを領事官を経由して附票管理市町村長に提出した場合その他総務省令で定める場合において、その者が総務省令で定める期間内に当該個人番号カードの返還を受けないとき（当該期間内に返還を受けなかったことにつき、災害その他やむを得ない事情があると当該附票管理市町村長が認めるときを除く。）。

十一 個人番号カードの交付を受けている者が死亡したとき。

十二 個人番号カードの交付を受けている者が住民基本台帳法の適用を受けない者となったとき。

第十五条第一項中「第十七条第七項」を「第十七条第十項」に改め、同項第一号中「又は第七号」を「第五号、第七号又は第八号」に改め、同条第二項中「住所地市町村長に」の下に「（国外転出者にあつては、個人番号カードの有効期間が満了した場合又は同項第一号（前条第七号に係る部分に限る。）若しくは

第三号に該当する場合に限り、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に)」を加え、同条第三項中「第五号又は第六号」を「第四号、第九号又は第十二号」に改め、「市町村長に」の下に「（国外転出者にあつては、直接に又は領事官を経由して、直近に戸籍の附票にその者に関する記載をした市町村長に）」を加え、同条第四項中「住所地市町村長に」の下に「（国外転出者にあつては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に）」を加える。

第十六条第一項中「住所地市町村長」の下に「（国外転出者にあつては、附票管理市町村長。次項において同じ。）」を加え、「同条第三項（同条第四項）」を「同条第六項（同条第七項）」に改め、同条第二項中「書面」の下に「その他総務省令で定める方法」を加える。

第二十条（見出しを含む。）中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第二十二条第一号及び第二十四条第一号中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

第四章第二節の節名中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第二十六条の見出し中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第一項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「第二十一条第二項各号に掲げる場合」を「第二十一条第二項に規定する特定

個人情報ファイルについて同項に規定する事実があったと認める場合（次項及び第四項において「法第二十八条違反の場合」という。）に改め、同条第二項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「法第二十一条第二項各号に掲げる場合」を「法第二十八条違反の場合」に改め、同条第三項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第四項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「法第二十一条第二項各号のいずれか」を「法第二十八条違反の場合」に改める。

第二十七条第二項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第二号中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十一条において同じ。）」を削り、同条第三項中「住民票コード」の下に「（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者にあつては、戸籍の附票に記載された住民票コード）」を加える。

第二十七条の二第一項中「（昭和二十二年法律第二百二十四号）」を削り、同条第三項ただし書中「非居住者（」を「特定非居住者（平成二十七年十月五日以後）」に、「記録されていない」を「記録されたことがない」に改める。

第二十七条の三第二項中「非居住者」を「特定非居住者」に改める。

第三十一条を削る。

第三十条の見出し中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、「第二項及び第四項」を削り、「第二十一条第二項各号」を「第二十一条第二項」に、「第二十七条の五」を「第二十八条」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、第四章第二節中同条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とする。

第二十八条（見出しを含む。）中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条を第二十九条とし、第二十七条の五を第二十八条とする。

第四十三条第二項の表第八条第一項の項中「次項及び第十七条第二項において」を「以下」に改め、同表第八条第二項の項の次に次のように加える。

第十六条の二第二項	備える市町村の長（当該市町村以外 の市町村	作成した区長及び当該区の属する市の市長（当該市以外の市町村（特別区を含む。以下同じ。）
-----------	--------------------------	---

第十六条の二第五項		
	市町村又は 備える市町村の長	市町村の長又は 作成した区長及び当該区の属する市の市長）
備える市町村の長		
	備える市の市長を経由して当該戸籍の附票を作成した区長	

第四十三条第二項の表第十七条第一項の項を次のように改める。

第十七条第一項		
市町村長は	市町村が	直接に又は同条第三項
市長は	市が	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長（以下この条において「住所地区長」という。）若しくはその者（国外転出者である者に限る。）が記録されている戸籍の附票を作成した区長

		当該交付を行う市町村長（次項から第四項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。）	（以下この条において「附票管理区長」という。）又は前条第三項
		住所地区長又は附票管理区長	

第四十三条第二項の表第十七条第二項の項の次に次のように加える。

第十七条第二項	交付市町村長以外	交付市長（前項の規定により個人番号カードの交付を行う市長をいう。）以外
	交付市町村長に	住所地区長又は附票管理区長に
第十七条第三項	交付市町村長	附票管理区長
第十七条第四項	交付市町村長	住所地区長又は附票管理区長

第四十三条第二項の表第十七条第二項の項中「第十七条第二項」を「第十七条第五項」に、「当該最初の

転入届」を「これらの届出」に改め、同表第十七条第三項の項中「第十七条第三項」を「第十七条第六項」に、「前項」を「同項」に改め、同表第十七条第四項の項中「第十七条第四項」を「第十七条第七項」に、「第七項並びに第十八条の二第三項」を「第十項」に、「第七項に」を「第十項に」に改め、同表第十七条第五項及び第七項の項中「第十七条第五項及び第七項」を「第十七条第八項及び第十項」に改め、同項の次に次のように加える。

第十七条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第七項	直接に				附票管理区長
	市町村の長				市の市長
	附票管理市町村長				附票管理市長
	直接に				附票管理区長
	附票管理市町村長				附票管理市長
第十項					

第四十三条第二項の表第十八条第一号の項を削る。

第四十四条第一項中「第七条、第九条」を「第五条、第七条」に改め、同条第二項の表第三条第一項の項中「総合区長を含む。」の下に「以下同じ。」（「を加え、同表第十三条第二項の項から第十三条第四項の項までを次のように改める。

第十三条第二項	を市町村長	
		を住所地区長（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあつては、その者が記録されている戸籍の附票を作成した区長（以下「附票管理区長」という。）。以下この条及び第十六条において同じ。）及び住所地市長（国外転出者にあつては、その者が記録されている戸籍の附票を備える市の市長（以下「附票管理市長」という。）。以下この項及び

				第十三条第三項		第十三条第四項	
		当該市町村長		交付申請者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長（以下「附票管理市町村長」という。）		交付市町村長	
		当該住所地区長及び住所地市長又は住所 地市長以外の市町村長		附票管理市長及び附票管理区長		交付市長	
第十六条において同じ。）又は住所地市長以外の市町村長		当該住所地区長及び住所地市長又は住所 地市長以外の市町村長		附票管理市長及び附票管理区長		交付市長	
当該市町村の		住所地区長を経由して当該区（総合区を含む。以下同じ。）の		第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項		法第十七条第一項	
国外転出者（住民基本台帳法第十		国外転出者					

		七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）	
住所地市町村長		住所地市長	

第四十四条第二項の表第十三条第五項の項中「住所地市町村長」を「交付市町村長」に、「住所地市長」を「交付市長」に改め、同項の次に次のように加える。

第十三条第六項	法第十七条第二項		第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項
	交付市町村長		交付市長
第十三条第七項	当該市町村		当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）

第四十四条第二項の表第十四条第三号の項から第十五条第三項の項までを次のように改める。

第十四条第三号及び第八号	市町村長に	区長を経由して当該区の属する市の市長に
--------------	-------	---------------------

第十五条第二項及び第四項	市町村長の	市長の
	市町村から	市から
	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
	直接に	附票管理区長
第十五条第三項	附票管理市町村長	附票管理市長
	市町村長に（	区長を経由して当該区の属する市の市長に（
	直接に	直近に戸籍の附票にその者に関する記載をした区長
	直近に戸籍の附票にその者に関する記載をした市町村長	当該区の属する市の市長

第四十四条第二項の表第十六条の項中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、「住所地市町村長」の下に「（国外転出者にあつては、附票管理市町村長。次項において同じ。）」を加え、同項の次に次のよう

に加える。

第十六条第二項		住所地市町村長	住所地市長
		対し、	対し、住所地区長を経由して

附則第二条第二項中「第七条」を「第五条」に、「第八条及び第九条」を「第六条及び第七条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和六年五月二十七日から施行する。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

2 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。
第二十条の二及び第三十条の八の二第一項中「第三十条に」を「第三十一条に」に改める。

（個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正）

3 個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）の一部を次のように改正する。

理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、準法定事務の基準、機構保存本人確認情報等の提供を求めることができる個人番号利用事務実施者の範囲及び国外転出者に係る個人番号カードの交付手続を定める等の必要があるからである。